

私有車両による道路の使用に関する租税（改正）

平成11年（1999年）2月の日米合同委員会において、米軍構成員等は、私有車両の道路使用について、次の金額を納付し、地方公共団体は、車両の所有者である米軍構成員等から当該金額を受領する旨合意されている。

普通自動車	19,000円（総排気量が4.5リットルを超えるものは22,000円）
普通トラック	32,000円
小型乗用車	7,500円
自動二輪車（モーター・サイクル）	1,000円
軽自動車（モーター・スクーター）	500円

（平成12年（2000年）10月17日 参議院議員照屋寛徳君提出米軍人・軍属等のマイカーに対する自動車税等の課税に関する質問主意書に対する政府答弁書）